

中央防災会議 防災対策実行会議  
総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ  
( 第 4 回 )

議 事 録



内閣府（防災担当）

中央防災会議防災対策実行会議  
総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ（第4回）  
議事次第

日 時 平成27年5月26日（火）15:00～16:50

場 所 中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・冒頭挨拶（松本内閣府大臣政務官）
- ・ワーキンググループ報告（案）について

3. 閉 会

## 開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「総合的な土砂対策検討ワーキンググループ」第4回会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、会議の開会に当たりまして、松本内閣府大臣政務官より御挨拶を申し上げます。

### 松本内閣府大臣政務官 挨拶

○松本大臣政務官 どうも皆さんこんにちは。内閣府大臣政務官の松本洋平です。

委員の皆様には御多忙のところ、総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの第4回会合に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

そして、これまでの間、委員の皆様には活発な御議論、貴重な御意見を多くいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

本ワーキンググループは、今回が最終を予定しており、本日は事務局より最終報告案を皆様に御提示させていただきまして、本日の御議論の内容を踏まえた上で、最終報告として取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。

さて、早いもので来週からは6月にいよいよ入ります。ことしも本格的な出水期を迎えようとしているところでありますけれども、昨年の教訓を踏まえまして、土砂災害に備えた警戒避難体制のより一層の強化が必要であると考えています。まさに本ワーキンググループでの検討結果を十分に踏まえまして、行政と住民が一体となった土砂災害対策を継続的に講じていくことが、土砂災害から生命、財産の保護、ひいては防災の主流化の推進につながっていくものと考えているところでございます。

本日で本会合は一区切りとなります。災害対策は不断の見直しが必要であることから、今後とも引き続きまして政府の防災行政へのお力添えをいただきますよう、心からお願いを申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、マスコミの方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○事務局 本日の委員の出欠についてでございますが、林委員、小幡委員、柄谷委員、新野委員、藤岡委員は御欠席ということでございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に議事次第、座席表、委員名簿。資料1、資料2、参考資料1、参考資料2がございます。

それから、非公表の扱いでございますが、A3の報告の概要版、報告書本体、ポンチ絵の参考資料ということで、こちらは本日につきまして非公表資料ということでよろしく願いしたいと思っております。

それでは、ここから進行を池谷主査をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○池谷主査 主査を仰せつかっております池谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど松本政務官からもお話がありましたように、今回で本ワーキングは最終回ということでございます。土砂災害による悲惨な被害を少しでも防止、軽減するためには、実効性のある報告書をぜひまとめ上げたいと考えておりますので、委員の皆様の本日の御協力もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。まず本ワーキンググループの報告案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

## 資 料 説 明

○事務局 それでは、説明させていただきます。

資料1、2を簡単に説明いたします。

資料1は、これまでの経緯を書いております。

資料2につきましては、本体の報告案の目次を抜粋した形となっております。ここまでは公表がされます。

参考資料1については、消防庁で検討されていた防災情報伝達についての検討会の報告が出ましたという概要書、4月のものがございます。

参考資料2は、国土交通省砂防部のほうで検討しておりました土砂災害警戒避難ガイドラインの改訂を、この4月に行ったということでございます。

続きまして、本体資料の説明をさせていただきます。

まずA3のほうでございます。かねてより御相談させていただいたとおりでございますけれども、委員の先生方からの御意見を踏まえまして、大きく構成を以前お示ししたのから変えてございます。

まず一番上に広島で74名もの犠牲を出す甚大な土砂災害が発生と書きまして、そこから矢印で右に課題ということで、この後ろのそれぞれの報告に結びつくような課題ということで書かせていただいております。以前のときは、どちらかというとならぬと教訓という形で結論

めいたことを書いていたのですけれども、課題があつて、それから、こういうふうに導かれたと言ったほうがいいだろうということで、課題ということで課題的な書き方にしております。

その下に、赤の背景で白抜きで文字で書いております。「土砂災害からの被害を最小化するために、住民と行政が一体となった総合的な取組を実施」。これも先般御指導いただいたように、行政だけではなくて住民が主体的にやっていくんだ。住民と行政一体となってやっていくんだということを示すために、少し強調してここに掲載いたしました。

その下に、今回の5本の柱がございます。前回からの組みかえといたしましては、まず1に災害リスク、土砂災害の特徴を述べることと、地域の災害リスクを把握・共有することを持ってくるべきだという御意見がございましたので、前は4にあったものをここに大きく持ってきて、かつ、土砂災害についてはほとんど説明をしておりませんでした。言わずもがなという感じだったので、やはり改めてしたほうがいいだろうということでしたので、土砂災害の特徴を最初に記載してございます。

そして、2番目のところでございますが、ここは以前1としておりましたが、防災情報の伝達ということで、ここもいろいろな意見を受けとめながら変えてございます。詳しくはまた本体で説明をしたいと思ひます。

3が住民による適時適切な避難行動ということで、ここも前からそのままになっております。

4が以前ですと国土保全の部分とまちづくりの部分と2つに分かれておりましたが、これを1つにいたしまして、時系列を考えてまちづくりのほうが少し短期的、国土保全のほうが少し長期的ということで、まちづくり、国土保全という順番で記載をしております。

5も前回のままですけれども、迅速な応急活動ということで記載をさせていただいてございます。

詳しくは本体のほうで説明をさせていただきます。大きく(案)と上に書いてございまして、A4縦になっております。以前から変わったところを中心に御説明をしたいと思ひます。

ぱっと開いていただいて「はじめに」というものがございます。このところで変わったところは、まず気候変動のところを、外力の増加というものを入れるべきだという御意見をいただきましたので、5行目のところですが、それでも、「今後も気候変動に伴い」をつけ加えてございます。

最後のパラグラフ、下2段落ですけれども、やはり住民みずからやるべきだ、自発的に避難すべきだ。防災力を高める努力をみずからしなければいけないということを書くべきだという御意見を踏まえまして、2つ段落を追加しております。

2ページは、委員の先生方のお名前を記載させていただいて、3ページからが土砂災害の現状を書いております。ここも最初のところに土砂災害の特徴を少し書いておまして、4ページ以降が最近の経緯。大きく変わったのは5ページの下、「土砂災害警戒情報の発表開始」というところですが、この最後の段落のところを少し土砂災害警戒情報も言わず

もがなのような状態で特に説明がなかったのを、ここで詳しく書いて、短時間雨量と土壌雨量指数を組み合わせたのもですよ。5 km 四方のメッシュでやっていますというようなことを書いてございます。ここの説明を充実させました。

6 ページ、ここは肝心なところが抜けておりましたので追記いたしました。一番下「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の公表の記述が抜けておりましたので、これはまさしくこの報告書の根幹にかかわるところですので、ここを追記いたしました。

8 ページ、ここまで来てずっといろいろな雨量情報のことなどが書いてありますが、メッシュですとか予想の時間などがあって少しわかりにくかったので、ここで表で簡単にまとめました。8 ページで雨量の関係の予報等についてまとめております。

9 ページの真ん中のところ、少し行があいていまして「土砂災害の発生前に大雨注意報を発表」「大雨警報を発表」とございます。これは 26 年度に人的被害を伴った上の土砂災害。これは以前に比べると石川県を加えておりますが、人的被害を伴った土砂災害 7 件のうち、警報とか避難勧告等の発表タイミングが土砂災害の発生前と比べてどうだったかということを追加してありまして、特にこの避難勧告発令が 1 件にとどまっている。これは丹波市さんの事例でございますが、これにとどまっており、なかなか発災前に避難勧告を出すというのは、現実的には難しかったというところを少し強調しております。

10 ページ、11 ページのグラフは以前、このワーキンググループで出ささせていただいたのでございますが、これを載せるといかに避難勧告等を出すのが現実的に難しいかがわかるので出すべきだという御意見を頂戴しましたので、これを全て載せております。

13 ページは広島土砂災害の概要でございます。死者、行方不明者、島根災害とか長崎災害のところを土砂だけではなくて水害も入れた形にするべきだという御意見をいただいたので修正をしております、大きく変えたのが下のところでございます。広島県の特徴を①で書いております。過去平成 11 年に大規模な土砂災害が発生しましたとか、まさ土が多いとか、土砂災害危険箇所は全国最多でありますとか、そういうことを書いております。

②のところ、下段のほうになります、時系列で追った事実関係をまとめてございます。注意報の発表、警報の発表、土砂災害警戒情報の発表ですとか、避難勧告に至るまでを事実関係をまとめて 15 ページまで書いてございます。

③、④、⑤も新しく書いた記述でございます。

③が避難所に避難した方が亡くなっていること。それと、救助活動中に消防職員の方が二次災害により亡くなっていることを書いております。これも後ろの提言につなげております。

④は安否確認作業の難しさを書いております。

⑤は砂防堰堤等を整備すれば、一定の効果があったということを書いております。

15 ページの下には、広島の時系列のものを載せてございます。

16 ページには、解析雨量と土砂災害警戒判定情報のメッシュを載せてありまして、こう

見てみますと0時時点、20分おくれで大体判明するのですけれども、そのときには被災地、丸で囲ったところが注意報ぐらいだったものが、1時になってややかかりかけになっているが、まだ注意報という状況で、2時になると予想でかかって、3時になりますと実績雨量でも警戒情報の基準を超過したことが時系列でわかるようにいたしました。

17ページ、これを受けた政府の取り組みということで、17ページ前半と18ページまで大きく追記をしてございます。あと、適宜資料の修正をいたしまして、19ページの山地災害対策のところからも、林野庁さんから情報をいただきまして修正をしております。

22ページ、23ページ、24ページと第3回のときに御紹介させていただいたアンケート調査の結果を載せてございます。これも後ろにつながりますので、コンパクトにまとめて掲載させていただきました。

25ページからが提言本体でございます。

25ページの真ん中の段、これは先ほど少し紹介いたしましたが、前は得られた教訓としてということで書いておりましたが、ここは「導かれた課題として」という形で課題でまず書かせていただきして、この課題に基づいてこの5つの柱で検討を行いましたという記述に変えさせていただいております。

26ページの上の段、ここも住民と行政の双方が主体的に取り組むんだということ、ここでも改めて書かせていただきました。

27ページ、ここが「1. 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有」でございませう。これも大きく前に持ってきました。

まず土砂災害の特徴、1.1については完全に新しく追記しました。特に洪水を初めとするほかの水災害と比べると極めて突発性が高いですとか、人的被害を伴いやすいですとか、しかし、あらかじめ調査するとある程度危険な区域を把握することができるということ、「現状と課題」に書きまして、それを受けまして「実施すべき取組」として28ページで最初の●では、そういうことを受けて早め早めに避難行動をとるべきであるということにさせていただき、しかし、避難をするのは住民自身なので、しっかりと自分自身で把握をする。それと近くの堅牢な建物とか、自宅の上層階も逃げる場所なんだということ、ここでも大きく全般にわたって書いております。

次が土砂災害の前兆ですとか、そういうものをしっかり把握するんだということとか、指定緊急避難場所に逃げるんだということ、平時から決めておくんだということが3ポツ。

4ポツ目は、県の方が土砂災害警戒区域等の指定を進めましようとか、市町村の方が避難しやすい時間帯に準備情報を出しましようとか、県とか市がすることを書いております。

最後、国や都道府県の砂防の専門家がやるべきことを書いているという構成にさせてもらっています。

1.2 がリスク情報で、これは以前に書いてあったものを前に持ってきました。特に書いたようなこととしては29ページの下のところ、レッドゾーン、イエローゾーンも絵がなく

てわかりにくかったので追記しまして、谷の出口とか崖の直下というような自分で点検できるようなところは、しっかりとすべきだということを追記しております。

30 ページ、特に危険度の高い土地については特出しで周知するという事で、住民説明会ですとか掲示板、回覧板、個別郵送をやるんだとか、危険性に関して住民に対してきめ細やかに情報を提供するんだということを書かせる2ポツ目。

3ポツ目、4ポツ目で既存不適格物件に対してなるべく早く解消するように移転、改修等をしてくださいというようなことを周知するんだということを書かせてもらっています。

最後、リスク情報の活用という構成になっています。

「2. 住民等への防災情報の伝達」でございますが、これはどちらかというと細部を書いているところが多いのですが、少し説明していきたいと思います。

31 ページが前文と「現状と課題」、32 ページになりまして少し御議論いただいたところでございますが、真ん中あたり「(1) 避難準備情報の意味合い」です。避難準備情報は「一般の人々に対して避難の準備を促すための情報」、「その発令に合わせて避難場所避難場所を開設するための情報」、「避難に時間を要するよう配慮者に対して避難を促すための情報」、ここで一旦切りまして、「であるとともに」で改めて書きました。この後ろに「土砂災害警戒区域等の住民に対して早めの自発的な避難を促す情報」と書きまして、それと「自発的に避難を行う人々を避難場所に受け入れ始める目安となる情報」ということで、こういうことが含まれていることをはっきり書くという形をとらせていただきました。

避難準備情報を出すと、必ず避難勧告等を出さなければいけないということで尻込みするおそれがあるという御指摘もございましたので、この後、一文を追記しております。「避難準備情報を発令したからといっても、必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備情報のみの発令で終わることもあり得る」ということを記載させていただいております。

さらに2～3行下がりまして「また」のところですが、「要配慮者にとっては指定緊急的避難場所に避難した後、指定避難場所へ移動することが大きな負担となる場合があることから、引き続き避難場所として使用可能な避難場所を開設することも考慮に入れて」ということを書かせてもらっています。

「(2) 発令の区域」でございますが、このところも変えまして、「対象区域を小さく絞って発令することは現在の気象予測の精度では困難であるため、避難準備情報は、面積の広い市町村においては例えば合併前の旧市町村単位や管内で山を隔てている等の地形的区分というように市町村管内を大まかに分けた区域のうち、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性がある区域に対して発令することに努めるべきである」という書き方にさせていただきます。

「(3) 発令のタイミング」ですが、以前の御指摘を踏まえて全般気象情報ですとか、避難経路が通行規制となる前とか、夜中になる前とか、そういうことを具体的に①で書いております。

33 ページ、34 ページに行きまして、次は避難勧告等になります。避難勧告等のところで34 ページの下でございます。一番最後の部分、下から3行の一番右からですけれども、「記録的短時間大雨情報なども参考に、躊躇なく避難勧告を発令することが重要であり、そのような事態が生じ得ることを市町村も再認識するとともに、住民にも周知しておくべきである」ということを、ここで改めて書いております。

35 ページ、右に行きまして真ん中「より限定された区域の危険を通知する取組」のポツの一番下の行「また、メッシュ情報の色表示について危険度を表す色を標準化した ISO 規格を参考にすべきである」という委員の御指摘を踏まえた記述をしてございます。

その下はメッシュ情報の重ね合わせのことを書いてありまして、この事例を充実させました。まだわかりにくいところがあるかもしれませんが、36 ページ、37 ページに書いてございます。36 ページが一般的に、こういうメッシュの重ね合わせをして避難勧告を発令するということを記述しました。左から、最初は何も雨が降ってなくて、真ん中になりまして、大雨警報とか出たら、あるいは夜間に山間部を中心に雨が降りますというのを受けて避難準備情報を発令して、一番右に行きましてメッシュで警戒区域とかぶったところに避難勧告を発令するというところを図示しております。

これで和歌山県さんと秋田県さんから、このような取り組みを既に行っているというお言葉をいただきましたので、その事例を37 ページに載せてございます。36 ページの一番下のところに追記しておりまして、「次に示すとおり秋田県、和歌山県では重ね合わせをしてインターネット上に表示されるようになっていくが」というところでございます。ただ、メッシュ情報を自動的に配信できるようなシステムは構築されていないので、監視し続ける必要があるということで、そういうところが望まれるというところを暗にここで言っております。

次、発表単位の細分化といきまして、38 ページでより一層の土砂災害警戒情報の活用ということで、土砂災害警戒情報の意味合いの周知を新しく項目を設けて、警戒情報とは何かということをしっかりここで書きました。これを追記してございます。

39 ページ、ここは大きな変更がございませんが、上のポツの2つ目のポツの一番下、Lアラートも活用していくべきであるとなっております。これは実は前のときはテレビとかラジオの前にかかっておりました。「Lアラートによって」とかでかかっておりましたが、テレビ、ラジオ、Lアラートなしでも見えるようにして、かつ、Lアラートも活用していくべきという書き方に変えてございます。

40 ページ、ここからが内容の伝達で、伝達の内容の40 ページの③、立ち退き避難に加えて外出が危険な場合は、屋内安全確保も避難行動の1つであることを平時から周知しておく。これを追記しております。

40 ページ、41 ページにかけて助言のところでございますが、前回は最初は国とかから市町村に対する助言が最初にあって、その後、市町村がみずから情報を取るという順番だったのですけれども、そもそも主体からすると市町村がまず取るのが先だろうという御指摘

だったので、順序を逆にしております。

41 ページのポツの下から2つ目、このところ、前兆現象があるときはなかなか難しくて助言を求めることが多いだろうということで少し詳しく書いておりました、こういう場合は助言をしっかりと書いていきたいと思いますというのを書いてございます。

42 ページ、前兆現象についても書いておいたほうがいいのではないか。記録を残しておいたほうがいいのではないかという御指摘を踏まえ、追記してございます。ただ、必ずしも前兆現象がみられるわけではない。突然来ることもあるということと、前兆現象が確認できたときはかなり手おくれに近いような状態になりつつある。既に土砂災害が発生しているとか、あるいは発生する直前ということがありますので、そこを注書きでしっかりと書いております。

43 ページは丹波市さんの事例を紹介させていただいております。いろいろな住民に対して避難勧告を先に出しましたとか、何回も呼びかけましたとか、あるいは近所で声をかけ合いましたとか、そういうようなことを紹介させていただいております。

44 ページが住民の避難行動のところでございます。前文ではっきりと2段落目なのですが、指定緊急避難場所に避難するということと、近隣の堅牢な建物に移動するという緊急的な退避場所への移動も避難であるということ。それと2階に逃げたりする屋内における安全確保も避難の1つであるということ、ここではっきりとまず書きました。これを追記しております。

45 ページに行きまして、指定緊急避難場所の話題でございますが、45 ページの一番上、ここで広島土砂災害において避難所に避難していた方が亡くなったということを書いて、やはりそういう指定緊急避難場所を災害別に確認することが重要だということを確認していただくようにしております。

その下の記述は特に変わっておりません。ガイドラインをつくるでありますとか、緊急的な避難場所や退避場所は指定緊急避難場所以外にもあるということを書いております。

46 ページにいまして、一番上の⑤はしつこいようですけれども、自宅の上層階とかあるんだということを追加してございます。

46 ページの下のところでございます。学校との関係のところも適宜これは修正をしております。

47 ページも、学校内に無為に侵入できるわけがないのではないかという御指摘があったので、「体育館等の」を47 ページの頭に、一番最初につけております。

次が「自発的な避難を促すための仕組みづくり」ということで、48 ページ、避難行動に関するガイドライン（仮）ですけれども、具体的にはこういうことを書くのではないかと、48 ページの①～⑤まで具体的に少し書き出してみました。ここを追記してございます。

49 ページは行政における取り組みとか地区における取り組みのことでございますが、地区における取り組みの③を追記しました。リードタイムがない場合もしっかりと意識して

避難先を決めておきましょうということでございます。

個人の取り組みの 49 ページの下から始まりますが、ここの記述を具体的にしました。

50 ページに行きまして、谷の出口とか崖の直下というようなところをみずから確認しましょうというところですか、⑤の避難先のことですか、あと、いろいろなマップとかタイムラインが出てきますので、一番下にマップとかタイムラインの関係を整理したものを書きました。

51 ページの上に災害・避難カードのイメージ図を入れてございます。

51 ページの下からは防災訓練のことでございますが、2 ポツ目のところ、実践的な訓練をやるべきだということで、訓練の内容のような具体の例を 51 ページの下にポツで書いております。

52 ページの上、実戦訓練だけではなくて図上訓練も有効だという御指摘をいただきましたので、一番上のポツを追加してございます。

3.4 は防災教育のことでございますが、これは学校のことで適宜修正しております。例えば 53 ページの上から 4 ポツ目、幼児期から教育するということですか、あるいは防災を含めた安全教育に係る教材整備をするのですとか、文言の修正をしております。

54 ページ、自主防災組織ですが、ここのところは記述が薄かったので充実させました。例えば「実施すべき取組」のポツの最初、地域の抱える災害リスクの確認ですとか、過去の災害の伝承、そういうようなことを伝授する機会をつくっていくんだということを記述してございます。

2 ポツ目、行政の助言を得ながら避難訓練をやっている自主防災組織もあるということ。これは紹介してはまして、脚注で 33 で下に飛んでいるのですけれども、群馬県のみなかみ町の紹介を少し書かせていただいています。

3 ポツ目、出前講座を国や都道府県がやっていることがございますので、ここのところについても少し紹介をさせていただきました。

54 ページ一番下、消防団のことについても追記をしております。

避難カードについて 55 ページ、和歌山県さんから事例を紹介していただきましたので、これを追加いたしました。

56 ページからは実は前のときは内容がまだ P でしたので、これは全部追記をしております。

まちづくりは前からあったところですが、ここで追加したところを中心に御説明いたしますと、57 ページの「実施すべき取組」の 2 ポツ目、特に危険度の高い土地の居住者に対しては、住民説明会の実施等により危険性を注意喚起するのですとか、その下、このままでは生命にかかわる危険があることを住民は理解する必要があるとか、26 年度補正予算から改修の補助制度ができたとか、こういうところを真ん中のポツを追記してございます。

58 ページについては、ここも前から少し書いていたのですが、具体的な記述にしてわかりやすくしたつもりでございます。

一番下、脚注で飛ばしていますが、41 となっております。これも以前御指摘いただいたところですが、今後開発予定の地区のところのポツ 2 つ目のところに災害危険区域のことが書いています。これは開発予定だけではなくて、開発済みのところだってあるはずだという御指摘をいただきましたので、ここを脚注で飛ばしまして、41 の脚注に書いております。居住中の地区に定めることは現実的には困難だが、移転した後であれば定めることは有効と考えられるという記述を入れてございます。

59～61 ページは、砂防と治山のことについて記述を追記いたしました。

62 ページ、迅速な応急活動ということで、ここにつきましても前日もふわっとした書き方だったものを、少し定義をはっきりした書き方で 63 ページにしております。

まず安全確保をするんだということを最初に書きまして、安否確認とか人的被害の迅速な確定を主体が曖昧だったので、どこがやるんだということをしっかり書いて、一番最後のポツで広島土砂災害のように氏名公表ということもあるんだというようなこと。迅速な派遣要請をしっかりとしようがよいということですか、関係機関の相互連携をするということを書いております。

64 ページに相互の情報共有となりまして、次 5.2 で応急復旧支援の実施ということで、65 ページ、これは建設業者の協定のこととか、国による復旧支援、二次災害の防止、ボランティアと続きます。ボランティアの記述が 66 ページにありまして、67 ページが DPAT、ここはそんな大きくは変わってございません。

説明が長くなりましたが、これが本体でございます。

最後、参考資料でつけております。これは以前、別添資料という形でごらんになっていただいたことがあるのですが、文字が多くて説明するには少し不適當だということだったので、急遽でございますが、つくりました。

まず 1 ページ目がリスクを把握、共有するというところで、行政からの情報提供がレッドゾーン、イエローゾーンの周知ですとか、基礎調査をしっかりとやるんだ、説明会をしっかりとやるんだということを書いておりまして、下に住民みずから危険性の点検をする。みずからの目でやるんだ。左の写真は谷の出口というところは、特に被害が甚大だということがわかるように写真をつけているという状況です。

2 ページ目に、広島土砂災害の時系列を載せまして、メッシュ情報の推移を載せて、夜間であってもちゅうちょなくすることが必要。前のページのしっかり平時からリスクを知っているということが前提ですけれども、ちゅうちょなく避難勧告を発令するんだ。そのためには以下が必要なんだということを 2 ページ目で紹介をしております。

3 ページ目が、より絞り込んだエリアに避難勧告を出すためにメッシュの重ね合わせのイメージ、これはもう少し工夫が要るかもしれませんが、こういうことをやっていきたいと思っているということを書いてございます。

4 ページ目、住民向けとしてみずからがとるべき避難行動として、避難所と避難場所が違うんだということですか、避難には 3 つの手段があって、緊急避難場所に行くのが基

本なのだけれども、それがかなわない場合は近隣の堅牢な建物ですとか、屋内安全確保をするんだということを書いております。

災害避難カードの取り組みを紹介し、5 ページに災害に強いまちづくりということで、特別警戒区域に指定されたところには既に開発済みと今後開発予定で分けまして、いろいろな支援メニューがあるということ、それと、しっかりと改修なり移転なりをしないと生命にかかわる危険があるということを書いてございます。

最後のページは迅速な応急活動ということで御紹介をしております。こういう資料構成になってございます。

パンフについて、パンフは以前ごらんいただいたのですけれども、作業が追いついてございませんで、今、作成しているところでございます。また作業ができ次第、皆様方のご指導をいただきながら公表に向けて作業していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

雑駁でございますが、以上でございます。

## 審 議

○ ありがとうございます。

それでは、これ以降の時間は、ただいまの報告にありました本ワーキンググループの報告に関して質疑の時間としたいと思います。何せページ数が約 70 ページ近くということでたくさんありますので、当面まず幾つかのブロックに分けて御意見なり御質問をお受けしたいと思っております。

まず最初は「はじめに」から第 1 章といいたしましょうか、「我が国の土砂災害の現状」、24 ページぐらいまでの間で御質問なり御意見がありましたら、まずお受けしたいと思います。よろしくお願いたします。

●●委員、広島土砂災害の概要とか、その対応はこれでよろしいでしょうか。

○ 丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。

事前に見ることができなかつた部分があったのですが、少しだけ。十分例えば前兆現象なんかについても起きないようなこともあるんだということ、後ろのほうではしっかり述べられているので、できれば前書きのところに書いてある、上から 5 行目くらいの「前兆現象からほとんど時間をおくことなく」というときに、これは前兆現象が必ず起きるような書き方になっているので「前兆現象があっても」とか、そういうふうにする後ろのほうで配慮されていることも生きるかなと思いました。

広島災害のところも非常に詳しくまとめていただきまして、丁寧にまとめていただきましてありがとうございます。13 ページで 1 カ所だけ気になったことは①で、広島県においては、平成 11 年に大規模な土砂災害が発生しており、その反省を踏まえて、それまで公表

していなかった土砂災害危険箇所について県内全域公表に踏み切ったというのが最初にあります。これは土砂災害防止法ができる前段階として、既に内部で持っていた資料を全部公表した。それまでは恐らくどの県も同じだったと思います。積極的な公表はされていなかったと思うのです。その段階で例えば去年の8.20の土石流災害が起きたところについても、土石流危険渓流がたくさん連なっていることも既に公表はされていたという事実があります。その後で土砂災害防止法によって規定された土砂災害警戒区域等の指定はまだ完了してなかった。こういう感じで続けていただけると完璧であります。

○ 順番を変えるということですね。よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょうか。●●委員、●●委員いかがですか。

○ また必要があれば戻ってということ。

○ また戻るのはあれですので、とりあえず24ページまでの第1章はそういうお話でよろしいかと思えます。

では第2章に移りたいと思います。第2章では、2章の頭と「1. 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有」、「2. 住民等への防災情報の伝達」までの間で御意見、御質問がありましたらお受けしたいと思えます。25～43ページぐらいまでのところだと思います。もちろん関連して前後に動いても構いませんが、メインとしてはその辺で御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。どうぞ。

○ ●●です。ありがとうございます。

幾つか御提案をさせていただいたところを取り上げていただきましてありがとうございます。その中で特に33ページの下の注のところですけれども、避難準備情報の関係で和歌山県では発令のモデル基準を定めて、それを各市町村に周知をして、それに従ってやってもらうということを2年前からやっております。

ここの例では、昨年台風のとくに県内30市町村のうち5市11町で半分以上が準備情報を出したということを取り上げていただいております。そういうことでかなりなれてきまして、たくさんの方がやっているということのイメージなのですが、実はこの4月にも大雨警報があったときに、ほとんどためらうことなく1つの町が避難準備情報を出しました。結果、3時間、4時間後にはそれも解除して避難勧告には至らなかったのですけれども、ある意味なれでかなりそういうこともやっていただけるのかなという実感を持っておりますので、御紹介だけさせていただきます。

○ ありがとうございます。

○ つけ加えてですけれども、和歌山県の仁坂知事がメンバーに名を連ねさせていただいております。申しわけないことですけれども、1回も出していただくことができませんでした。ただ、仁坂知事は防災、津波ということも和歌山県では大きな問題ではあるのですが、過去には大雨の大きな被害を受けていますので、そのことについても強い関心を持ってやっておりますので、御紹介だけさせていただきます。

○ まさに避難準備情報が勧告とか指示につながるというのではなく、そこで切れることもあるという事例を現実的に和歌山ではやっていますということをお話いただいて、本文に書いてある中身を実行していただいているのが既にあるということではないかと思えます。大変頼もしいといひましょうか、ぜひこれをやっていただければと思いますし、ほかの市町村にも同じように動いていただけるとうれしいなと思います。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○ 43 ページに丹波市の状況も今回詳しく載せていただいて、まことにありがとうございます。中身の文章も非常に丁寧にポイントをつかんでいただいていると思います。

この徳尾地区の写真ですけれども、もう少し迫力のあるものがあるのですが、取りかえてもらおうようなことがもしできたら。

○ いい写真がありましたら、事務局のほうへぜひ。  
どうぞ。

○ ●●です。

36 ページに具体的なイメージ図をつくっていただいているのですが、大雨警報が発表された際に、大体皆様のほうに注意を喚起するための補足情報を出しているのは気象情報というもので出しております、専門的な名称なのでこだわりませんが、天気予報では余りこういうことは言っていないので、天気予報と言ってしまうと誤解があるかなという気がしました。

○ ありがとうございます。36 ページの枠の中ですね。

○ もう一つの参考資料も同じように統一しておいていただけると。

○ ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○ 42 ページに前兆現象の表をまとめていただいたのは、この表自体は内閣府のほうでいろいろなものをまとめられたものでしょうか。引用そのままなのでしょうか。

○事務局 引用そのままです。

○ そうですね。だったらこれに手を加えることはできないでしょうか。つまり、これだったら視覚、聴覚、嗅覚しかないけれども、よく言われるのは震動とか、地響きとか、地鳴りは音のほうに入ってしまったのですが、そうではないようなことも大分あるので、今回の広島の場合もあったので、そういうものはどれにも入っていないような気もしたので思ったのですが、引用だったらもちろん無理だと思います。

○ もし必要なら注のところにそういうものもほかにもありますというのを入れればいい。

○事務局 地鳴りは一応聴覚の中に入っています。でも聴覚だけではないということですね。

○ 震動がないですね。揺れを感じるという体感のところが確かにないかもしれません。

○事務局 その部分は注書きのところに追記するという形で。

○ どうぞ。

○ 幾つかのところですけども、例えば 37 ページあたりのところに土砂災害警戒情報の発表単位の細分化の話が載っておりまして、ニーズとして現在市町村単位で出るわけですが、それを細分化してほしいというニーズが非常にあるということは確かなのですけれども、土砂災害警戒情報だけではなくて、これを細分化すると通常の注意報、警報も市町村よりも細分化していかなければシステムの難しいと思うのですが、この書きぶりを本当にそのまま読むと、これから細分化が進みそうなふうに読めてしまうのですが、気象庁いらっしゃるんですが、そのあたりまで踏み込んで期待を抱かせてしまっているものかどうか、コメントをいただければと思います。

○ ●●、いかがですか。

○ 細分化について、基本的にはまず周知がきちんとできるかどうかについて従来から御相談しております。例えばテレビとかラジオとか、ああいうものできちんと地域がわかっ

て、住民の皆さんも自分の地域に出ているんだなど。これは注意報、警報もそうですし、土砂災害警戒情報も多分同じだと思っておりまして、やみくもに細分化するというよりは、周知手段にちゃんと適合するような形でのわかりやすい地域名を付するという事は、地元の県とか市町村の皆さんと今後も相談しながらやっていきますので、そこをやみくもに細分化するという思いが余り如実に表現されていないのであればいいかなと思っていました。例えば合併したような市町村について従来の市町村名で出すとか、そういう相談には当然応じていろいろ調整しているところもございますので、そういうものをおっしゃっているのであればいいのかなと思ったので、確かにその辺はどこまでやるのかというのは際限を書いていないという点はありますけれども、ニュアンスはそのようなイメージです。

○ よく聞くのは、気象庁は合併したところであろうと何だろうと、現行の市町村よりは変えてくれないんだみたいなことをおっしゃる方もいるので、そうでもないですよということを書いていいならば言ったほうがいいと思うのです。今の御説明ですと、要するに仮に旧市町村ぐらいに細分化するとして、それで現場の市町村で運用ができるなら細分化はやぶさかではないですよという話かと、私もそうだろうなと思ったのですが、そういうことであれば何かそういう条件つきで細分化についての検討の可能性もあるという言い方にしておくと、私も各市町村で実際に現場で話を聞いて、そんなの無理ですよと言ったほうがいいのか、相談しましょうよと言ったほうがいいのか悩むところがありますので。

○ できれば前向きのほうにいきましょう。

○ それでいいということであれば。要するに今の話のように全てどんどん細分化していくというわけではない。条件を整えば細分化可能ですよということだと思いますので、それがわかるような書き方のほうがいいかなという感じがいたします。

○事務局 37 ページ、表現上は下から 3 行目のところで、地域の実情に応じて検討していくという話と、その次の行で関係機関の意見を踏まえ、適切な発表単位。この中には周知できるかできないかという話と、見えづらいのですけれども、まさに気象庁から話がありました、やみくもに細かくしても意味がないという話もあると思いますので、そこは各機関あるいは地域と話をしながら考えていくというトーンかなと思っています。

○ よく読むとそう読めますね。わかりました。

○ 関連で、私が言うのもあれですけども、上に図 15、16 がありますが、まさに先ほど気象庁から話があったように、どの地区なのかとか、どのゾーンなのかというのが、この図だけ見てぱっとわかるかというと、多分それだけではわからないと思うのです。そうす

ると旧市町村ぐらいの単位で言うのがいいのか、もう少し具体的にある程度どこどこ地区というのがわかるのかという、発表するときの受け手のわかりやすさみたいなものとの関連が結構大きな課題としてあるのではないかという気がします。ですから細分化というのは、出す側の細分化と受け手側の細分化と両方を含めてわかるようにしていただくことを前提に、御議論いただくとありがたいと思います。

○ おっしゃるとおりだと思います。基本的には従来もそういうトーンで地元とも相談しておりまして、その際に大事なものは、周知を担っていただくメディアの方々との相談というのは非常に重要視していきまして、例えばテレビでテロップがしやすいのかどうかとか、余りにもふやしますと当然ですけれども、テロップが踊ってしまってどこなのか全然わからないということもありまして、そういうことを踏まえての細分の調整を従来からもしております。なのでまさに先ほども御指摘がありましたように、ここに書いてあるような形での検討をしながら適切に細分化することは十分可能なと思っています。

○ ぜひ前向きにどんどん進めていただければと思います。

○ もう一点は、メッシュ情報を今回積極的に書いていただいていますので、このメッシュ情報を有効に活用いただきたい。トリガーは土砂災害警戒情報で書けますけれども、最終的にはメッシュ情報で少し見ていただくような流れをつくっていただけると、我々としてもありがたいなと思っています。

○ ありがとうございます。ぜひ前向きに一步でも前へ進むという、これまでにないことを一步進んでやるということが多分この報告書へかけられた期待だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかいかがでしょうか。とりあえず次へ行ってよろしいですか。「3. 住民等による適時適切な避難行動」について、44～55 ページぐらいまでの間ですが、いかがでしょうか。どうぞ。

○ 内容的というよりは、マスコミの方がこれを見てという視点で見させていただきました。

例えば概要版の3番なのですが、一番上の●、「指定緊急避難場所・指定避難所の指定のガイドライン（仮）の策定による指定の促進」というのが、例えばこの一文だけなのですが、余りに日本語的に悪文かなと思ったりしまして、例えば指定緊急避難場所・指定避難所の指定のためのガイドライン策定により指定を促進するとか、もう少し普通の日本語に書いてもいいのではないかと思います。

それと、この概要版とこちらの参考資料は非常にわかりやすいものだと思うのですが、

これとこれがちゃんと対応しているわけです。前のほうから見ていきましたら、1番の地域における土砂リスクの何とかというところが、こちらの参考資料の1枚目に当たっていますし、次の2番の中の一番上が②で、その下が③で、住民の避難行動というところの一番上と3番目がこちらの4番に当たるとか、まちづくりの中の一番上がこちらの5番。最後の災害からの応急活動という全部がこちらの6番というふうに対応しているように見えますので、それがわかるように注を入れていただいたら、マスコミでちょっとしか見ない人もちゃんとわかるというサービスかと思いますので、余りごちゃごちゃしない程度に入れていただけたらと思います。

○ ありがとうございます。

事務局よろしいでしょうか。特に多分参考資料との連携が必ずしも文字も含めてタイアップができていないようです。

○ ちゃんと対応しているので、番号さえ入れればいいだけの話だと思います。

○ もっとわかるようにということですね。よろしくお願いします。

○ 同じ概要版の指定緊急避難場所に関する記述のところ、指定緊急避難場所と緊急的な避難場所と屋内待避避難場所の3種類の避難場所があるという書き方をしています。これに通常の指定避難場所を入れると4カ所になる。4種類というふうにしたほうがよくないですか。それとも緊急避難場所に3種類ある。

○事務局 事務方で整理をしたときの議論では、避難所は生活するということで、緊急的に動くところが3カ所になっていますというところをイメージしたのですけれども。

○ わかるのですが、既に緊急避難場所と指定避難所の区別が現実にはほとんどつけられていないところがあるので、ここで3カ所にするほうがかえって誤解を招かないかと思ったので。

○事務局 参考資料の4ページを見ていただけますか。参考資料も急遽つくったところもあって整合がとれていないところが多々あるのですが、4ページのパワーポイントでの書き方は、上に指定避難所と指定緊急避難場所の違い。本文上も書いてあるのですけれども、ここを言っておきながら、その下に避難には次の3つの手段があるということで、この3つも鍵括弧は色をつけたほうがいいかなと今、見ながら思ったりもするのですが、このようなことではないのかなと思ってしまして、それが概要のこちらでも少しわかるようにしたいと思います。

○事務局 避難場所と書いてしまうと、確かに先生おっしゃるように読むかもしれないのですけれども、参考で書いているように避難手段といたしますか、そう書けばいかがでしょうか。緊急的な避難には3つの手段がある。

○ ただ、避難の手段の話にすると、ここのところを使われるようになったら立ち退き避難と垂直避難という別の分け方がある、まさにこの下の避難カードには立ち退き避難という言葉が使われているわけです。だから立ち退き避難と垂直避難という言葉との整合性というか、それもつけないといけないかしらねという気も。だからここで言うと避難の③がいわゆる垂直避難なのです。①と②あるいはそもそも指定避難所に行くのが立ち退き避難である。この辺がちよっとわかる人にもわからなくなってきたようなところがあると思うので、難しいとは思いますが、余り条件づけして言わないほうがいいような。むしろあれなのかな。配付資料の書き方のほうが場所の違いと手段の違いというような整理にしたほうがいいのかもしれないですね。ただ、その場合でも例えば③はいわゆる垂直避難とか、最近使っている言葉をやったほうがいいような気がします。

あと、ついでですけれども、この資料はまだ修正されるのですが、家の絵がちよっとひどいです。その隣の家の屋根は一体どういう構造なのか。

○ ありがとうございます。

3種類の避難場所という表現がいいのかどうか。これは言われるように避難場所となると限定されてしまうので、むしろ参考資料の書き方のほうがわかりやすいかなという感じがします。おっしゃるように3番目をいわゆる垂直避難という言葉を入れておくとわかりやすいかもしれません。

それから、おっしゃるように絵は全体的に、ハンバーグみたいな絵もこれでいいのかどうか。つくった方に申しわけないですが、再考をぜひお願いしたい。

いかがでしょうか。どうぞ。

○ ここのところも全体には大変よくまとめていただいたと思っておりますが、報告案の50ページの①のところで、要は危ないというところを「谷の出口」「がけの直下」というふうにしているのです。これが参考資料の1ページ目でも住民みずからによる危険性の点検、谷の出口、崖の直下ということで、これは対応もとれているし簡潔明瞭で結構なのですけれども、実は一昨年の伊豆大島の元町地区の斜面崩壊があって、これも大勢亡くなったのですが、そこは実は谷の出口とか崖の直下という概念には当たらないのです。なので今回の報告は谷の出口、崖の直下という絞り方で簡潔明瞭で結構だと思うのですけれども、必ずしもそこを点検していたら、それで危険がなくなるということではないということはどこかで頭に入れる、あるいはそれをどうすればいいのかと持っているということ感想

を述べさせていただきます。

○ ありがとうございます。

一義的に言うと、上にある土砂災害の警戒区域と特別警戒区域も含めて、まず指定されているかどうかというのが一義的にあるわけです。一般論で言うと、そこがきちんとまず調査して、レッドゾーン、イエローゾーンをきちんとつくってくださいよというのが今までも言ってきたし、冒頭のほうでも出ていると思うのです。ですから、そこから漏れたところと言うと、谷の出口というのはどちらかと言うと大体レッドゾーンかイエローゾーンに入るほうが多くて、漏れるほうが少ないのです。崖の下もそうですけれども。今、●●委員がおっしゃったように、伊豆大島のようなところのほうがかえって抜ける、例えば谷を飛び越えていってしまうとか、下のほうで元町の下流側で言うと、橋に木が引っかかってあふれた水が全然別の方向に流れていって災害を起こすといった、そういう災害のところまでを今の段階で全てわかるかと言うと、なかなか現実的に難しいところがあるので、当面はこういうところをやりながら、一つ一つを解決していくという方向しかないのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○ そういうことだと思います。

○事務局 実は私どももそれは気になっていて、ここだけ少し書いています。29 ページの一番下のポツなのですが、住民は土砂災害警戒区域等の情報を確認するとともに、この書き方がいいかどうかですけれども、土砂災害警戒区域等に指定されていない場所でも、土砂災害が発生し得ることを認識し、その後、これにつなげるのがいいかどうかですが、必ずしもほかのところだってというのを入れてみたのですけれども、いかがでしょうか。ここは自信なく書いているところではございます。本当にし得るということを、一方で崖の出口は点検したらと言っておきながら、こういうところでほかもあるんだよと言っているのですけれども、ここだけ実は残しています。

○ 私も伊豆大島のケースは非常に難しいとは思うのですけれども、火山山麓帯だとああいうことになってしまうので、例外でも火山山麓もいっぱいあるわけですから難しいですけれども、「谷の出口」という言葉は私がかなり好んでいろいろなところで使っているので責任を感じるのですが、一言で本当に言葉で言うとそれが一番、特に一番リスクなところとしてはそれしかないのかなと。あとはレッドゾーン、イエローゾーンの指定の仕方のところで今後工夫をしていくしかないのかなと。一般の人の持つような単純な知識として一言で言うのは無理かなという感じはいたしますので、●●委員もおっしゃるように問題点はあると思うのですけれども、この段階でこういくしかないのかなという感じが。だから今後への展望的なことで必ずしも谷の出口以外のところ、伊豆大島のケースのようなこ

ともあるので、レッドゾーン、イエローゾーンの指定の仕方について今後さらに技術開発が必要だということをどこかに書いてもいいかもしれないです。

○ どうぞ。

○ 29 ページの今の自信なく書いておられると言われたけれども、これは非常にいいと思っています。例えば自分が防災講演とかをするときには、こういう言い方と、もう一つは、例えば団地なんかで川がちゃんととれていないようなところ、例えば今回の広島災害でも以前の災害でもそうですが、必ず団地の道が川になるのです。川になるところは水量がふえると必ず石まで混ざるような流れ、土石流でなくてもなるのです。だからそういうところというのは危険度が高い。それは土石流が発生する前から、そういうものは雨が強いとそういうふうになるので、注意とかそういうことはできないことはないなと思って、そういうことはよく言います。

例えばそういう形で否定されていなくても、危ないなという感覚を持っていただけるように促すのは非常に大事なまとめるやり方ではないかと思うので、自信なくではなくて、これは非常に大事なんだなと思いつつ見せてもらっていました。

○ ありがとうございます。

ということで、ここは原文どおりでいくということでしょうか。

あえて言うと、その1つ上の●に土砂災害危険箇所の話がありまして、警戒区域等がまだ設定されていないところには、そういうものもやりましょうと言ってあるから、区域等だけでなく危険箇所の情報も住民はちゃんと点検しなさいよというのは本来入るのかもしれない。ただ、等というところのほうで読むのか、等が法律で言っている特別区域のことを指すのかというのがこの文だけでは難しいので、表現がややこしくなるかもしれませんけれども、あえて言えばそういうところかなという気がします。

○ 補足ですけれども、どちらかというと危険箇所まで含めて活用すべきだというのは私も賛成で、先ほどの伊豆大島のケースでも、あそこはイエローもレッドも指定していませんでしたが、土砂災害危険箇所の土石流危険渓流の生産区域にはたしかほとんど入っていたのです。だからそもそも生産区域に家がたくさん建ってしまったということがどうなのだろうという問題はありますので、私は完全ノーマーク、レッド、イエローの指定の仕方は下流の影響を受ける範囲のところ指定ですけれども、土石流危険渓流は上流は生産域の指定もしますから、そこまで入れて全くノーマークのところはやられるということはかなり考えにくいので、全然予想がつかないわけではないと思います。ですから、そういったさまざまな情報を最大限に活用していくというのは、その意味では危険箇所への言及はあったほうが良いと思います。

○ そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほか3番目の項目についての御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしければ、4番、5番のまちづくりとか災害発生直後からの迅速な応急活動についてに移りたいと思いますが、後の4番、5番に関して御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

○ 質問です。不勉強で理解していなかったのですが、住宅改修への支援で住宅・建築物安全ストック形成事業というものが紹介されていて、RC造の塀などをつくることへの補助や融資ができるということですが、これは崖崩れの対策にはなると思うのですけれども、土石流でもこういうものを建てると大丈夫なんだというような、そういう話なのかどうか確認だけしておきたいのですが。

○事務局 これはいわゆるレッドゾーンになって、構造要件が必要なものに対して全般的に改修する。特に要件はなかったはずです。

○ 現象の区別はしていませんね。土石流が来ても大丈夫な壁というものがあるのですか。

○事務局 そういう構造要件を満たすことができればということで。

○ 確かにRCの建物自体がぶっ壊れることは考えにくいから、そういうことなわけですね。というのは、何となく土石流をイメージしたのか、崖崩れをイメージしたのかが中間的な感じで書いてあったので、どちらかだけだったらまずいなと思ったのですけれども、わかりました。それでしたらこれでいいと思います。

○ 力上は計算ができますから、可能だということは間違いないと思いますけれども、どこまでやれるか。

ほかはいかがでしょうか。

○ これに関しては書いてあることはすごくいいことで、58ページの枠囲みの緑文字の、今後開発予定の地区におけるリスクを踏まえたまちづくり。ここに書いてあることは非常にすばらしいので、そうあってほしいと心から願うところなのですが、たまたまこういうことについて実際にできるのかどうかということ考えたときに、計画段階からこういう

ふうに取り組む義務みたいなものがないのではないか。要件みたいな。

○事務局 ただ、少しここでも1つ上なのですけれども、58ページの先生が言及された1つ上の既に開発済みの最後のポツですけれども、コンパクトなまちづくりの促進ということがございまして、立地適正化計画制度というものがございます。この中でも今後集約していくんだというところは、災害のおそれが少ないところに集約していきましょうということになっておりますので、もちろんその精神は今後開発予定のところであっても一緒だと思いますから、災害が少ないところはできるだけ開発なり集約をしていくということは、今後多分、都市開発行政の基本ではないのかなと思っております。

○ 例えばさらに一步踏み込んで宅地造成とか、あるいは宅地と言っていなければ埋立盛土を山の中にやっている例はたくさんあります。それが知らぬ間にその後で宅地が変わっていくとかいうような段階を踏まえてやられると、全く知らないうちにそうなるのですけれども、例えばそういう宅地造成とかをされる場合に、例えば土砂災害防止法ののった警戒区域指定作業とか、そういうものを先にやるなどをして、例えばレッドをびっとかけてしまうと、そこには家を建てられなくなりますね。宅地が開発されるのは構わないのです。だけれども、最も危険度の高いところには建ててほしくないわけですから、例えばそういうことまで踏み込むことはできないのでしょうか。例えばそういうことをするなどとか。つまり今までは人が全然住んでいない。山間地で埋立盛土がされているようなところはたくさんあります。そういうところが宅地が変わっていく過程が今後もあるようなのです。それがどうしようもないのですけれども。

○事務局 今、2ポツ目に災害危険区域の制度は書いてございまして、本当に禁止するんだという意識がありましたら条例で禁止することはできますが、特別警戒区域は一定の開発規制はありましたね。ですからこれに加えて記載を充実させるのであれば、さらにレッドゾーンをとにかく早く指定しましょうということは書けるような気がいたします。災害危険区域の指定までいかななくても、レッドゾーンを早くかけてしまえば一定の規制はかかりますから、そこまでしなくてもいいのです。ですから早めにやりましょうということを書けば、先生おっしゃることは確かにもう少し前に出た書き方になると思います。

○ だからその開発といったときに、何を開発として評価して、レッドゾーンをかけられるかというところが大きな課題ではないでしょうか。要するに家1軒をつくったのが開発だとするのか、もう少し大規模な土地造成をしたから開発とやるのか。要するに開発の予定があるところはレッド、土砂災害の特別警戒区域とか、危険区域に指定できるのですけ

れども、その調査をする前提として、例えば都道府県はどの辺までが可能かというのが、なかなか家1戸あるから全部やりますというところまでいけるのでしょうか。もしくは家は今1軒もないけれども、1軒の可能性があるのでやりますというところまで可能なのでしょうか。そこら辺はいかがですか。

○事務局 現に住んでいらっしゃる場所ですら、今後なかなかというところがございますので、数年かかる場所ですので、確かに開発予定のところまで書いてしまうのがあるかというのは。

○ 土砂災害防止法の中の枠組みでいきますと、現時点で人家がなくても将来開発の見込み等があるところについては、先行して土砂災害警戒区域、特別警戒区域を指定できるシステムになっています。実際に各県でも県によっては例えば道路等が直近で新しく道がついて、今後の開発が想定されるようなところをあらかじめ把握しておこうという調査も現実にはなされています。

ただ、一方では今まだ警戒区域、特別警戒区域、全国全ての指定が終わってございませんので、そういうところを優先順位からするとどうしても後にせざるを得ないという県の実際の声も聞いておるところでございます。

○ そのときの開発という定義は何でやられているのですか。

○ 見込みということで先ほどの。

○ 見込みなのでしょうけれども、例えば家で言うと何軒家が建つとか、そういう何か開発の条件みたいなものはあるのですか。

○ そこは今のところ私も明確には聞いたことはないです。道路という部分は大きく各県さん重要な要素だと見ておられるようです。

○ 今の話なのですけれども、基本的にはかつてのような開発圧力はないので、特に田舎ではなかなか少ない。ただ、都市計画区域の線引きがかかっているならば、調整区域は一応開発規制がかかっていますので、要綱を別にすれば一応、規制はかかっていると思います。だから広島市のように都市計画があれば本来は開発許可の対象になってきますので、そういうことがあるし、今、言われたように土砂災害警戒区域の規制もかかるということかなと思いますけれども、もっと日本のこういうところの多くはそもそも都市計画区域ですらない場所が結構あるので、そういうところはどうかというのは結構課題になっていると思います。

○ 多分、●●委員はそういう危ないところを前もってやったらどうかという御指摘だと思うので、それをやるのは思想的には間違いない1つの方向性を出してはいるのですけれども、現実的か。実効的にこれができるかといったところの実効性を担保できないかという御質問ですね。

○ 開発が具体的に計画として上がってきて、造成が進むときに、まだ家が全然建っていない段階で、できれば家の配置等に影響が与えられるような、それこそレッドゾーンの設定とかができていたら理想なのです。もう家がたくさん並んでいて、後からレッドゾーンをかけてどうするんだというのが今、問題になるのですけれども、できるだけこれからのところではそうしたいのだけれども、結局はできないではないかという、そういう別に優先的にしろということにもなっていない。

例えば内閣府のこのまとめの中に、例えばと書いて、土砂災害防止法に則って警戒区域指定などを先行させるなどとか、何かそういう一文を入れておいていただくと、今後につながるのではないかと。現在の時点では多分ストップをかける仕組みはないのですね。何か条件がそろったら許可せざるを得ないという話を受けたので、そういうことであれば結局は全然家が建ってしまうまで、ここに書いてあるのは精神的にすばらしいのだけれども、何も実行できないのかなと思って今、言ってみたのです。

○ これはどういう扱いにしますか。

○ 別に土砂災害警戒区域をかける場所について規制があるわけではなくて、マンパワーと予算の関係だけなので、先ほど言われたように開発の可能性があるところを何とかとか、書きぶりは国交省と調整したいと思います。

○ 一応は予定されている地域においてはというのはここに入っているから、それを変えて読むと言うことであれば同じ文章になります。それでは、そういう方向でよろしいですか。

○ はい。

○ 重要事項説明をやること自身がレッドゾーンがあるからやるわけですから、前提にあるというのはちらっとはここに出ているのは出ているのですけれども、ちょっとわかりづらいかもしれません。

それでは、最後の4、5、ほかいかがでしょうか。もしなければ、もう一度全体にわた

って御意見、御質問があればというのが1点と、もう一つ、事務局からありました参考資料のすばらしい資料がありますが、物すごくわかりやすく書いていただいたのですけれども、これのほうがいいか、もう少しこちらのほうがいいのではないかという御意見も含めていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 参考資料1枚目の左下の図です。地図のところは私がつくった資料を御利用いただいたと思うのですけれども、ありがとうございます。それはいいのですが、空中写真の上に何か位置図を示したほうがいいのではないですか。これは斜め写真だから、この地図の四角を描くのは難しいと思いますが、どうでしょう。溪流の位置とか、あるいは土石流の流下方向の矢印を書くとか。

○ これと同じものはできないのですか。

○ 垂直写真だったら簡単だと思うのですけれども、斜め写真なのでちゃんとした四角にならないと。イメージでもいいのですが、地図の範囲を下手に示すとわかりにくいだろうから、赤い丸と緑の丸でも書きますか。川の位置でもいいかもしれませんね。川の位置が青線で引いてあるから。わかっている人はすぐわかるのだけれども、ここだというのがわかったほうがいいように思います。具体案が出せなくて申しわけございません。

○ 少し地図上というか写真上でこの地図の位置がわかりやすい書き方にしたらどうかという御意見ですので、よろしく御配慮お願いします。

ほかいかがでしょうか。

○ 参考資料の1ページ目を見ていて、これだけが1枚だけ歩く場合を想定してなのですけれども、住民みずからによる危険性の点検というものが絶対に平常時だ、緊急時ではないというのは、くれぐれもどこかに注意書きを打たれてはどうでしょうか。犠牲者で何人かは過去、川の水を見に行つて亡くなられた方というのはどうしてもいらっしゃって。

○ そうですね。平時というのをぜひ入れておいてください。

○ くだらないことですが、1枚目の絵なのですけれども、屋根が赤い家と青い家は何か意味があるのですか。

○事務局 何もございません。

○ 青い家が安全なのかなとかいろいろ思ったのですが、ないですね。

○事務局 意味はないので余り変えないようにします。

○ 1軒青でもいいのですけれども、イエローゾーンの中の家は赤い屋根のほうがいいのかなと思ったり。もし意味があるのなら。

○ そうですね。余り色を変えるとややこしいかもしれませんね。

○事務局 もっとシンプルにします。

○ ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○ 図なんかはもちろんまだバージョンアップするものと思っていいですか。では後でまた。

○ どうぞ。

○ コメントなので代替案がなくて恐縮なのですが、50 ページとか 54 ページにハザードマップという単語が何回か出てきます。土石流警戒区域指定というのも文字どおりハザードマップなのです。なので、本来だったらもっと前半部分にハザードマップという単語が何か出てきて、50 ページあたりになってからだけ、住民がやることの中でのみハザードマップという言葉が出てくるのは気になりました。

50 ページでマイマップのほうは注がついているかと思いますが、その前のハザードマップ自身で、もう一つ言いますとハザードマップは実は多分、土砂災害にかかわるハザードマップのみではなくて、洪水であるとか火山であるとか、いろいろな災害に対するハザードマップというものをオーバーレイして重ねたものが住民に最終的には提示されているものだと思うのですけれども、そういうあたりの記述というのがもう少しどこかであってよろしいかなと。

○ 今の件の補足ですが、今、●●委員が御指摘になったハザードマップ、オーバーレイされているものかという話でしたけれども、私の調査だと実は逆で、土砂のみのハザードマップというものが決して数%ではなくて数十%のオーダーで存在するので、むしろ今の御指摘のことについて言うと、ハザードマップは実はいろいろな種類があるので難しいですけれども、1つの種類のハザードマップだけではなくて、いろいろな情報を集めてほし

いというような言い方のほうがいいかなと。どんどん話が難しくなりますが、いいかなという感じがいたしました。

○ どこまでこの報告書で入れるか。当然幅広くどこか冒頭のほうでもあったのでしょうか。ほかの災害のことも知りましようというところがありましたけれども、そういうところなのでしょうか。

○ このワーキンググループのミッションは、土砂災害の対策をきちんと立てることだということは承知しておりますけれども、その大もとの災害を減らす、あるいは減災をするという、その基本的な災害というのは、こちらの都合でなかなか土砂災害だけとか洪水だけとか、そういうふうに縦割りにできないということがもともとの性質なので、ハザードマップというか住民というのは、ある情報だけというのはまずかろうとは思うのです。そのあたりをどこかで書けないかなというのが先ほどのコメントの実は趣旨でございました。

○ わかりました。どこがいいでしょうか。今ざっと見ているのですが、頭のほうに入れておいたほうがいいような気がしますが。

○事務局 もし書くとしましたら、48 ページからハザードの取り組み、行政の取り組みがございしますので、ここに書いておくか、それかもっと前に持ってきて、27 ページからのリスクのところを書いておくか。どちらかかなという感じがいたします。

○ 例えば 30 ページの最後に注釈をつけるか、付記するか、そういうあたりもあるかもしれません。

○事務局 かしこまりました。

○ 30 ページがいいでしょう。土砂災害以外、特に洪水を初めとして土砂災害以外のリスクについてもあわせて情報入手すべきであるみたいな。

○ では 30 ページぐらいに入れるということで。

○事務局 ハザードマップはいろいろな種類があって、土砂災害以外についてもあるので、そういうものをしっかり入手してリスクを知るべきだと。

○ そうです。30 ページにはハザードマップの話はないから、そもそも論として土砂災害に限らず、洪水災害その他のリスクについても認識しておく必要がある。

○ もしかすると 13 ページで広島災害の概要という場所で、先ほど申しましたように実は土砂災害の危険箇所という形のもの、ハザードマップの一種ですけれども、それを公表していたわけです。紙媒体にして、例えば広島市の場合は広島市域を 11 枚の大きな図録にして、全ての世帯に渡したのです。それが平成 12 年です。だからそのときからいわゆるハザードマップのつもりでやっていたわけですが、そこから後はホームページ上でいつでも、誰でも、どこの場所でも見られるようになってはいるけれども、全然利用されていないということなのです。だから、もしかしたら 13 ページのところでも、括弧してハザードマップの一種とかでも書いていただくとありがたいなと思うのです。つまり、公表したつもりでも、全然染み込んでいないということが大事だったのです。

○事務局 それは先ほどおっしゃっていた土砂災害危険箇所の公表の話がハザードマップも一緒だということですね。

○ そうです。ハザードマップとして公表したのです。

○ ハザードマップというのは結構広い意味の言葉として使われていますから、ハザードマップとして公表と言っても別に間違いではないと思います。

○ ほかはいかがでしょうか。

参考資料というのはこれからいろいろ世の中とか、発表されるときに一番使われるものですね。これが一番中心になって、これと先ほどの A3 の概要版がセットでいろいろ説明されるのではないかと思います。ここら辺、先ほどタイトルとか中身の一致性の議論はありましたけれども、これ以外で御意見なり、もう少しこちらのほうがいいのかとか、ぜひこれでやってほしいというものがございましたら御意見いただければと思います。

どうぞ。

○ 委員として言うのはどうかと思いますけれども、結局のところ、このワーキンググループで新たにこういうことになったぞということというのは、何だというふうに言えいいのでしょうか。この概要版だと、そこが見えにくい。今までいろいろ言われてきたことを改めて強く注意喚起しましたというのでも全然構わないと思うのですが、あるいはばらばらになっていたものを総合化しましたでもいいと思うのですが、記者が聞くようであればすけれども、このワーキングのポイントとしてはどこというふうになるのでしょうか。もし

それがあつたのだつたら、むしろこの概要版の中にどこか強調して書いたほうがいいと思うのです。

○事務局 メーンはやはり今までやられていることをまとめていったというのが今回のアウトプットなのかなと思つて、例えば参考資料の3ページにより絞り込んだエリアへの避難勧告という話で、こういうものはなかなかやっていないところがあるということで事務方としては始めていたのですけれども、実は調べてみると秋田県であるとか、あるいは和歌山県であるとか、そういうところもあつたりするので、さらにそれを自動的に連絡できるようにするとか、そのようなどころは1つ入っているのかなと。

○ 私は今の御質問に対しては結構あるのではないかと。言われているようだけれども、正式にこういう場できちんとした提言がなされたとか、議論されたというのは比較的ないのではないかと。例えばですけれども、夜中の雨を早めにやるためにどうするかというと、避難準備情報を活用しましょう。それで自発的といいますか、自主的な避難をしてもらいましょう。具体的には大雨情報とか警報とかいろいろありますよということでは今回がかなり明確に出しています。

それから、避難場所を緊急避難場所とかそういう場所でもなくてもいいよ、改めて緊急的な近くの場所でもいいのではないかと明確に言ったのは、こういう場では今回のあれが初めてではないでしょうか。ですから、一般的に言われているようにはあるのだけれども、現実的にきちんとした答申として提言された。そして、それを受けて市町村や住民の皆さんが実際の行動に使えるものにするという視点での提言というのは、物すごく新しい提言をされたのではないかと。委員の皆さんの御協力というのはすごかつたのではないかと改めて私は感激しているのです。

○事務局 恐らくパーツ、パーツで見ますと、今まで言われたガイドラインの枠内なのですけれども、まさしく●●委員がおっしゃつたようにストーリーにして、こういう場合はこういうことを前もつてやっておくことで生きるんだというものをつなげたのは、初めてではないかと考えてございます。

○ それでいいと思うのです。私も●●委員の御指摘に全く同感で、避難準備情報の意味合いの明確化、要援護者情報ではないですよということをはつきり言つたということ。それから、避難場所というもののか、避難の仕方というもののかの整理というのは、そこはこの中で赤書きしてもいいようなポイントかなと思いますので、だからそういう聞かれたときには、その辺を押していったほうがいいのではないかと。

○ どうぞ。

○ 今のような議論の帰結は私も全く同感であります。そうだとすると、報告書の最後に「6. まとめ」というのが入らないか。あるいはA3の概要版には要は上に課題から始まって整理していただいたわけですが、一番最後の出口に検討して本研究の成果というものがわかるような示し方もあるかもしれない。蛇足と言われたら蛇足かもしれません。今の中身、つまり報告書本体が全て書かれているという見方もできようかとも思います。

○ 事務局いかがでしょうか。まとめてもう少しポイントを出したらどうかという御意見で、全部が重要なことだということになると、まとめになると概要版全てがまとめに書かれてしまうことになるかもしれないのですが、その辺はいかがですか。

○事務局 どんな感じの書き方かイメージが湧いてはいないのですけれども。

○ 多分その場合は、これの要約になるのではないかと思います。

○事務局 1個に絞ってしまうのもなかなかつらいところがあって、おっしゃるとおり、先ほど話の言いかけだったのですけれども、3番、4番みたいな話なのですが、まとめですか。こういう提言を踏まえて、今後こういうふうにしていくとか。

○ それはもう書いてあるのです。だから、この概要版に近い中身をまとめると。

○ 個別にあれを提言しましたではなくて、要するに大きな流れとして過去から行政としてさまざまな取り組みがされてきて、成果も上がってきたが、広島県の災害で明らかになったことについて点検して、その対応策がまとめられた。その中で今、議論になりましたが、特に従来から個々には示されていたけれども、明瞭でなかった幾つかのことが明らかになりました。整理しましたというような包括的なことがあるかなと思うのです。全部漏れなくA3の紙のようなものを要約しようと思うと、それは本体に戻ってしまうような感じがするのです。

○ どちらかという論文とか技術的な報告書の感覚かもしれません。「はじめに」があって「おわりに」がないのが何となく変だなということだと思うのです。だから今、●●委員がおっしゃったような背景と趣旨は「はじめに」に書いてある感じがするのです。「はじめに」の問題意識に基づいて検討した結果、こんなふうになって、こうしていきたいというのをA4、1ページぐらいで最後に「おわりに」があると締まるなという程度ですが、私は必須とは言いません。

○ うまくまとまるのであれば入れるというのも。

○ できるのであれば。多分よく内閣府がつくる報告書では、この1枚物というのがそれに該当するのだらうと思います。

○ これはできる限り努力はしてみるということによろしいでしょうか。

○ 事務局と座長にお任せします。

○ 多分、先ほどのポイントがはっきりあったらいいなというのは、それとも関係すると思って、これだけだとポイントがはっきりしないので、「おわりに」になるものがあると、そこにその心が出てくる気がすると思います。

○事務局 先ほどにアウトラインを言っていただきましたので、あれで少しイメージできたつもりでありますので、頑張ってみます。

○ よろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。

○ 少し細かくなってしまうのですが、参考資料の3ページにつけていただいている図なのですが、本文の先ほどの36ページの図と多分同じものを載せようというイメージだと思います。

気になっているのは、夕方に大雨警報が出て、深夜にこういう災害に対応できるという理想的なパターンを書きいただいているとは思いますが、一般的には広島の事例も見ただければわかるように、警報は深夜に仮に災害が起きたとすると、出せたとしても数時間前というのが今の技術だと限界かなと思います。だから余り夕方、深夜と明確に書かないのであれば、一般的な時間経過として見ていただくのは構わないと思いますけれども、もし警報という言葉にこだわるのであれば、夕方とか深夜というのはないほうが誤解がないかなと。

○事務局 最後にぱっと直したのでまだ十分ではないのですが、言いたいのは、避難準備情報を明るいうちにというところが、ここで伝えたいところではあるのです。だから書き方をもう少し、これでいくと大雨警報が夕方に必ず出てという感じの誤解を招くかもしれないという御趣旨だと思いますので。

○ 出せるときは出したいと思えますけれども、なかなか難しい。注意報は比較的夕方であれば出すように我々も努力しているのですが、警報のレベルになるとなかなか難しいですねということをお慮いただけると。

あと、先ほども言いましたように気象情報というのは、まさに夕方には出せそうであれば出します。今晚は少し不安定で危ない地域がありますよぐらいのことは必ず言うようにはしていますけれども、それで避難準備まで判断していただけるかどうかというのは、確かに厳しい部分もあるかもしれません。

○事務局 実態としては、今回の方向性としては避難準備はできるだけ明るいうちに早め早めに出しましょうということが、やはり打ち出しのポイント。

○ 方向性は全く、できるだけ支援したいとは思っています。

○事務局 書き方は御相談させていただきます。

○ おっしゃるようないろいろな課題があると思えますけれども、せっかくここまで議論してきたので、避難準備情報を出すためのタイミングのトリガーになるものが何かというのも明確にできるだけ書いてあげないと、市町村の皆さんは迷うことになってしまって、結果的には出ない格好になり得ますので、市町村の皆さんがやりやすいという意味では大雨警報はもちろんですけれども、今おっしゃった夕方の気象情報はぜひ出していただいて、その情報の中身によって市町村の職員の皆さんが判断できるような仕組みを少なくとも提言できるというところまではやりたいと思えますが、辻市長さん、いかがですか。

○ 丹波市長の辻です。

今おっしゃっていたようなことが現場では本当に悩むところで、できるだけそれを具体的に、言葉で情報と言いましても、非常に専門的なこともあるし、一方、判断するための情報ですから、市民はテレビで情報を見たり、いろいろなことで判断しますけれども、行政としては責任ある情報をできるだけ市民を知らせていくということを中心に考えますので、まさにその辺で具体的なものがはっきりわかりやすく書いていただくことは大事だと思います。

○ ぜひ少なくとも夕方での気象情報というのは入れていただきたいという感じはします。

○ 気象情報であれば全然構わないです。できれば注意報ぐらいまでは出せるというように。

○ ぜひそれも含めて。

○ 今のところですけれども、報告書に単に気象情報と書くと、一般名詞としての気象情報と受けとめられるかもしれないので、わかってもらえるかどうかは別にして、府県気象情報にしておくとも多分、気象情報のページ上の記述とも整合しますから、固有名詞の気象情報ですよというふうにしたほうがいいかなと思います。

○ ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○ 前の回で発言させてもらったのですけれども、最後の 56 ページに書いています国土保全とまちづくりの件ですが、今、丹波市では 75% が山ですから、非常に災害の危険性を十分含んでいるのですが、104 カ所について砂防堰堤なり治山ダムなり対応してやろうということで予算をつけていただいて、既に入札をしているという状況です。大変ありがたいと思うのですが、市内で同じようなところがあと 700 カ所あるのです。だから非常にたくさんあって、ここにも書いてありますように全国で言えば 52 万カ所を超えるだろうというようなことを言われていますし、31 年までの調査のことも書かれておりますし、非常に具体的に提案。ここの表現では中長期的なという表現しか無理なのですか。うちで言えば 100 年かかるのです。県も 1 万 2,000 ほど抱えていますので、どういう計画でしてもらおうのかということと言いましたら 100 年。だから 100 年とは書けないでしょうということなのでしょうけれども、その辺のところはどういう形で中長期的な観点という取り扱いをしてもらっていると思うのですが、その辺は難しい問題だと思う。やはり限界はこの辺ですか。

○ そうですね。ある意味では財政的な条件がもう一つありますね。ですからハードはもちろん着々とやっていく。優先順位をつけてやっていくのでしようけれども、同時に今回、報告書で提言させていただくソフト面をもう少し強化して行って、住民の皆さんと行政と両方で総合的に土砂災害対策をやっていこうという意識を市民の皆さんにも持っていただけるような仕組みというものをやっていくしかないのではないかな。一步一步それはハードもやっていくということはぜひ進めていきたいというのが皆さんの思いだと思いますけれども、そういうことで御理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ ありがとうございます。104 カ所ということで本当に感謝しておるのです。これで安心できるようになると。

○ ただ、残念なのは災害が起こらないとできないのかという議論になってしまうと残念なので、なるべく災害が起こっていないところでも計画的に着実にハード対策が進むこと

を願っています。

○ ありがとうございます。

○ ほかいかがでしょうか。

最後に、全部の資料を通して御意見、御質問、何かございましたら。もしくはきょうが最後ですので、これだけは言っておきたいということがございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特に皆さんの特段の御意見もないようなので、この辺で御議論は終わりにさせていただきますと思います。

冒頭でも言いましたように、今回が最終回ということで、皆様には貴重な御発言をしていただきまして、大変ありがとうございました。

御承知のように沖縄では既に梅雨入りをしておりますし、ことしは台風の発生も早いようで、既に7号が出ているという状況であります。台風や梅雨の大雨によって土砂災害が発生する可能性は、まさに緊迫した状況になっているのではないかとという状況下で、できるだけ早く、1日も早くこの報告書を報告することによって、住民と行政の皆さんがこれを実行していただいて、具体的に例えばことしの土砂災害は起こるけれども、人命の被害、死者はゼロだった。少なくともそんなことが答えとして出てくることを期待して、今回の座長の役割を務めさせていただきました。御礼にかえさせていただきますと思います。本当に長い間ありがとうございました。

最後に1つだけ皆さんにお話したいことがあります。きょう御意見をいただいたところ、特に一番大きいのが多分●●委員のまとめのところになるかと思えます。ほかはほとんどよかったかと思えますけれども、これから事務局で原案をつくって、●●委員とも御相談をさせていただきますが、最終的な取り扱いについては私に一任させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○ ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますと思います。

長い間の皆さんの御議論、御参加に心より御礼申し上げまして、感謝を申し上げ、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

## 閉 会

○事務局 池谷主査、どうもありがとうございました。

松本政務官あるいは井上審議官から何かございますでしょうか。

○松本大臣政務官 本当に熱のこもった御議論をいただきまして、ありがとうございます。池谷主査を初め、本当に委員の皆様方の格段のお力添えに心から感謝を申し上げたいと思います。

主査からお話があったとおりでありまして、今回いただいた提言というものを国としてもしっかりと受けとめまして、国民の安全安心につながる形をつくっていかねばならないと考えているところであります。最後のまとめに向けまして、主査はじめ皆様にはまだしばらくいろいろとお力添えをいただかなければならない部分もありますし、また、提言がなされたから終わるという話ではなくて、さらにさまざまなブラッシュアップをしながら、安全安心のために取り組んでいかねばならないことも多々あるわけでもあります。

冒頭の御挨拶でも申し上げさせていただきましたが、どうぞ今後とも我が国の防災のために、先生方におかれましてはさまざまな御尽力をこれからも賜りますことを心からお願いを申し上げまして、私からも感謝の言葉とさせていただきたいと思います。本当にありがとうございます。

○事務局 どうもありがとうございました。

なお、ワーキンググループ報告の公表に関しましては、修正いたしまして、6月上旬ごろを予定しておりますが、これにつきましては別途事務局より御連絡させていただきます。

委員の皆様方には半年間、本当にどうもありがとうございました。以上をもちましてワーキンググループを終了させていただきます。

以 上